

川口市立原町小学校いじめ防止基本方針

令和2年7月1日

川口市立原町小学校

はじめに

本校では、いじめ防止のために、積極的な生徒指導の推進に力を入れている。いじめの未然防止には、児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業やその他の教育活動に主体的に参加・活躍できることが大切である。

いじめを許さない態度や行動力の育成を図るため、道徳や学級活動の授業で取り上げることはもちろん、全教育活動において、児童の独自性を尊重し合う好ましい人間関係を育て、所属感や連帯感を育ててきた。縦割り活動である「なかよしグループ」での異学年交流、児童会が主体となり運営する「人権集会」の実施など、様々な活動を通して、児童に豊かな人間性を育てるよう努めている。

また、学期ごとのいじめアンケート（「みんなのアンケート」）や生徒指導委員会における情報共有などをおしていじめの実態把握に努めたり、学年で互いに学級の様子を見合ったり、管理職や専科の教員と連携したりするなどして、全職員で全児童を育てるようにしている。

川口市立原町小学校いじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・家庭・地域及び関係機関等が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1 いじめ防止等に対する基本方針

- (1) いじめは「どの学校でも、どの児童にも起こり得る」との認識のもと、いじめの未然防止に全力で取り組む。
- (2) 全教育活動をとおして、児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観することのない態度を育成するとともに、いじめが児童の心身に及ぼす影響等について児童理解を深めることを旨として行う。
- (3) いじめを受けた児童の早期発見、生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、実効的な取組を行い、関係機関と協力して早期解決を図るとともに、被害にあった児童の理解を深めることを旨として行う。
- (4) この「いじめ防止基本方針」は随時見直しを行い、より適切な対策を講ずるとともに、本校ホームページに掲載し、児童や保護者及び地域・一般にいじめ防止の取組状況等を公表するものとする。

第2 いじめ対策組織

本校は、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、「原町小学校いじめ問題対策委員会」を設置する。

問題対策委員会は、本校の生徒指導部会を母体とし、管理職、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から充て、個々の事案に応じて学級担任等も加えることができるものとする。

(1) 構成員

- ・校長（委員長） ・教頭（副委員長） ・教務主任 ・生徒指導主任
- ・学年主任

※委員長が必要と認める場合、養護教諭及び学級担任等

(2) 開催

- ① 定例会：生徒指導委員会を兼ねて開催
- ② 臨時委員会：必要に応じて、必要な人員を招集して開催

(3) 任務

いじめ問題対策委員会は、学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、以下のことを行う。

- ① 基本方針に基づく取組の実施や、年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめの相談・通報の窓口となる。
- ③ 全教職員によるいじめの兆候や懸念及び問題行動等に係る情報を収集するとともに、これらを集約整理し、共有化を図る。
- ④ いじめに係る情報があった場合は、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実確認を行い、生徒指導や支援体制の確認や緊急対応を実施する。
- ⑤ 状況に応じ、PTA、学校評議員、地域、関係諸機関等との情報・意見交換を行い、より実効的ないじめ問題の解決を行う。

第3 いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、児童が「いじめを許さない」という気持ちを持つとともに、児童同士が互いに声を出し、行動に示していくなど、自浄作用を高め、いじめを容認させない風土づくりを進

めていく。

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返ることで未然防止に努める。

第4 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は本市のいじめの認知・解消等に係る調査や定期的なアンケート調査（「みんなのアンケート」）、教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、インターネット上のいじめを含むトラブルに遭遇しないよう情報セキュリティについての講習等を活用し情報モラルの徹底を図る。さらに、保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発等を同時に実施する。

第5 いじめの対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

- (ア) いじめている児童への指導
- (イ) いじめられている児童への支援
- (ウ) 周りではやし立てる児童への対応
- (エ) 見て見ぬふりをする児童への対応
- (オ) 学級全体への対応

第6 重大事態への対処

○重大事態とは

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下の例によるいじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は川口市教育委員会へ、事態発生について報告する。

(2) いじめ問題対策委員会による調査

本校は、問題対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。(個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。)

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院等、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

③ その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の児童や

保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(3) 調査結果の提供及び報告

本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童やその保護者に説明する。

第7 教職員の資質向上

いじめに関する校内研修を実施するとともに、校外で行われる研修にも可能な限り参加し、資質の向上を図る。

- (1) いじめの防止のための対策に関する校内研修の計画実施、及び校外での研修にも積極的に参加し、多面的効果的な研修ができるよう努める。
- (2) いじめ発見・いじめ問題への取組等、具体的なチェックポイントについて全教職員で共通理解を図り、取組への充実を図る。

第8 いじめ防止等の取組の検証

本校は、いじめ問題対策委員会において毎年度、原町小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、本校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

(1) 年間の取組に係る検証

- ① 毎月の生徒指導委員会をとおり、いじめ又はいじめが疑われる事案が発生した場合には、当該事案への対応等について随時検証を行う。
- ② 第3学期学校評価をもとに、総括的に検証を行う。

(2) 学校評価の観点

- ① 教職員による学校評価
- ② 保護者による学校評価